

平成27年11月13日

各位

とみぐすく産業フェスタ実行委員会

第3回とみぐすく産業フェスタ事業への
出展者募集について

平素より本会事業の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

とみぐすく産業フェスタ実行委員会は、市内産業の発展・創出を実現し、地域の更なる活性化に結び付けることを目的とした「第3回とみぐすく産業フェスタ」を実施する運びとなりました。（詳細は別紙、出展要綱参照）

つきましては、出展者の募集を開始致しますので、積極的なご応募をお願いいたします。ご応募いただく際は、11月27日（金）までに、出展申込書に必要事項を記入のうえ、豊見城市商工会までFAXあるいは郵送にてご提出ください。

なお、本事業は物販や飲食物の提供のみならず、あらゆる業種の方を対象としております。出展内容にかかるご相談等も随時受け付けておりますので、下記問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

記

「第3回とみぐすく産業フェスタ事業」

1. 日時：平成28年1月23日（土）・24日（日）10：00～19：00
2. 会場：道の駅「豊崎」
3. 主催：とみぐすく産業フェスタ実行委員会
4. 共催：豊見城市、豊見城市商工会、豊見城市観光協会、JAおきなわ豊見城支店
5. 問い合わせ先：とみぐすく産業フェスタ実行委員会事務局 與那城

※イベントの詳細は別紙出展要綱にてご確認ください。

また、応募者多数の場合は主催者による選考がございますので、ご了承ください。

以上



とみぐすく産業フェスタ／出展要項

2015年版

とみぐすく産業フェスタ実行委員会事務局

沖縄県豊見城市字高安358-2
TEL 098-850-2060 FAX 098-850-0462

■第3回とみぐすく産業フェスタ事業出展要綱

1.開催期日

平成28年年1月23日（土）・24日（日）2日間

2.開催場所

道の駅「豊崎」駐車場全域

3.主催者 とみぐすく産業フェスタ実行委員会

4.共済 豊見城市役所、豊見城市商工会、豊見城市観光協会、JAおきなわ豊見城支店

5.企画・運営 とみぐすく産業フェスタ実行委員会

お問合せ

企画内容に関する事⇒豊見城市商工会 / 担当：與那城

TEL：098-850-2060 FAX：098-850-0462

設営関係に関する事⇒沖縄広告(株) / 担当：竹下・玉城

TEL：098-860-0055 FAX：098-860-4455

6.開催目的

豊見城市内産業を一堂に会したイベントを実施することにより、豊見城市民および近隣市町村の住民へ市内の各種産業のPRを行う。また、異業種間での情報交換や交流の場とすることで、産業間の連携を産み出し、新たな産業の創出を図る。これらにより、市内産業の発展・創出を実現し、地域の更なる活性化に結び付けることを目的とする。

7.開催概要

建設業、商業、工業、サービス業など様々な業種の出展ブースを設け、近隣住民へ事業者の周知・PRを行う。

(出展エリア例)

(1) 特産品販売コーナー

農・水産物：トマト、アーサなど

加工品・特産品：プリンCESSマンゴー、MANBU-、とまこ、ウージ染めなど

(2) 職業体験コーナー

ショベルカーの実車体験、お菓子作り体験、編み物体験など

(3) 業種別PRコーナー

建設業：リフォームなどの紹介 商業：小売店出張販売など

工業：製造工程の紹介など サービス業：エステ、飲食店のサービス紹介など

(4) 各団体PRブース

行政、JA、漁協、観光協会、商工会など

(5) ステージイベント

出展者PR、市内ミュージシャン等のステージなど

(6) 飲食店新メニュー紹介

市内飲食店が地元野菜を使い考案した新メニューで出展する

※実際のコーナー割り、企画、出展内容は出展者応募状況等によって変更致します。

(7) イベント企画

- ・販路拡大企画（バイヤー招聘）
- ・グリーンテーブルプロジェクト（豊見城の味認定）
- ・出展者対抗「スゴ技」対決！
- ・「とみぐすく産業フェスタ」クイズラリー 等々

■第3回とみぐすく産業フェスタ事業出展要綱

8.出展方法

- ・出展申請書を記入し、豊見城市商工会にてFAX又は郵送にて受付。
- ・出展の申請状況により、出展係で各エリア（飲食出展エリア、物販出展エリア、職業体験エリアなど）を設定。
- ・各申請者の出展申請書の出展内容を審査し、出展を確定し、出展係より各申請者へ出展許可通知を行う。
- ・**12月4日（予定）出展説明会を実施。**説明会にて出展場所等の調整を行いますので、必ず参加することが条件となる。
※出展者説明会の際に、ポスター、チラシに使用する写真撮影を行う予定です。詳細については、お申込みの際にご連絡いたします。

9.出展基準

- (1) **豊見城市に本店または支店をおく法人または個人。**
- (2) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
(※コピーにて出展係へ提出。**提出期限を1月15日（金）とする**)
- (3) 公序良俗に反しないものであること。

10.出展社数

計60社程度 ※出展希望者多数の際は、選考により出展を決めさせていただきます。

11.営業時間（予定）

- 平成28年1月23日（土） 10：00～19：00 ※開会式 9:30～10:00
平成28年1月24日（日） 10：00～19：00
※営業時間を厳守すること。（終了時間は厳守です。終了時間に間に合うように閉店準備をして下さい。）

12.商品等の搬入及び搬出（予定）

- (1) 準備期間 平成28年1月22日(金) 14：00～18：00
当日搬入 平成28年1月23日(土)・24日(日) 搬入7：00～9：30 搬出19：30～23：00
※会場内の混雑状況により安全確保のため、車両の入構規制を行う場合もあります。
※什器等の搬出についても、イベント終了後に行うようご協力お願い致します。また、搬出については、1月25日（月）の午前中までに終えること。

(2) 注意事項

- ・営業時間内は、会場内への車両の乗り入れはできません。
- ・会場内は駐車禁止ですので、荷物の積み下ろしが終わり次第、速やかに移動して下さい。
- ・搬入・搬出時間および経路は厳守して下さい。
- ・会場内における盗難など主催者は一切責任を負いません。

13.出展料 / 5,000円

※但し、テーブル、イス、電源等備品のレンタルは有料です。

※出展者へはテント（サイズ：2間×2間を想定）をご用意致します。

その他備品については有料レンタルにて対応可能とする予定です。

※詳しい備品リスト、料金につきましては出展者説明会にてご説明致します。

例 基本設備Aタイプ（8,000円程度）

・テーブル60幅1枚 ・イス2脚 ・蛍光灯 ・電源

●14.リーフレットへの掲載（無料）

- ・第3回とみぐすく産業フェスタの出展事業者を対象に、事業者の商品やサービス内容を紹介したリーフレットを作成します。こちらは、来場者を中心に5,000部配布されます。

■ 出展運営注意事項 1

物販ブース

内容表示について

- 1.品質、内容量等は正確であること。
- 2.食品衛生法、食品表示法、計量法、意匠法等の法規に違反しないこと。
3. P L 法への対応を考慮した物であること。
- 4.食品販売品には生産（製造）地、製造業者名、注意事項、保存方法、賞味期限、原材料名を明記すること。
- 5.販売物には必ず品名、小売価格（消費税込）を記入すること。

物販出展許可申請

- 1.乳製品、精肉製品等の販売については、保健所の登録が必要である。
- 2.酒類販売については、税務署の許可が必要である。
- 3.保健所、税務署への申請は各人で行い、書類のコピーを**1月15日（金）**までに出席係へ提出すること。

飲食出展許可申請(保健所への申請と指導)

営業許可

- 1.保健所の簡易営業許可証(設備・運営方法)が必要であり申請手続きは各人で行い、許可証のコピーを出展係へ提出すること。
- 2.酒類販売については税務署の許可が必要であり、申請手続きは各人で行い、許可証のコピーを出展係へ**1月15日（金）**までに出席係へ提出すること。

衛生管理

- 1.店舗内は常に清潔に保つこと。
- 2.手洗いを励行し、毛髪等が入らないよう衛生面に気をつけること。
- 3.手洗いは、石鹸又は消毒液を各自で準備し、清潔にすること。
- 4.残飯の処理、その他水分を含んだものの処理については十分整理、整頓しておくこと。
- 5.食器等は使い捨ての食器を使用し、必要な食器は出展者が各自で準備すること。
- 6.各店舗前にゴミ箱を設置（燃えるゴミ/燃えないゴミ用）し、各自でゴミ収集場へ運搬すること。

電気の使用について

使用する電気器具、燃料等は原則として出展者の持ち込みとし、あらかじめ出席係に器具名、台数、使用器具の電気容量等を報告しておく。（※別途有料にて出席係手配も可能）

燃料漏れ、漏電、ガス漏れ防止のため、燃料の管理、電気器具、コード、ホース等の取扱には十分注意すること。

電気配線は原則として1ブースにつき100V（2口）コンセントのみ1カ所設置する。

1コンセントの使用可能容量は1500Wまでであり、これを超える電気器具を持ち込む場合には、出席申込書に記載し、独自で発電機等を持ち込むか、別途有料で電気容量拡張工事が必要となる。

※ホットプレートやIHヒーターなどの機材は電気使用量が大い為、必ず容量の確認を行って下さい。

200V（三相）工事を希望する出展者には、別途有料で工事を行う。その際は、コンセントの形状を記入することとする。（例：T字、三穴）

→申請の無い場合、追加での電気工事が対応出来ない場合がございますのでご注意下さい。

電源は単相100ボルトのみの使用となります。200Vや3相電源は使用できません。

調理器具

調理器具はガス、又は、電気を使用する器具とする。**炭火は使用できない。**

※火を利用し、調理を行う場合は、「消火器」の配置が義務付けられております。ご準備の程よろしくお願いたします。

管轄の消防によっては、IHヒーター・ホットプレートにも消火器の設置

搬出入車両・駐車場について

(1) 出展者専用駐車場をご用意いたします。※場所は別途ご案内いたします。

(2) 搬入許可証

出展係より搬入許可証を発行しますので、必ずフロントガラスに貼り付けること。

搬入許可証がないものは搬入・搬出できません。

(3) 注意事項

- ・会場内で走行中はハザードランプを点灯および徐行し、歩行者やランナーに十分注意して下さい。
- ・会場内は駐車禁止ですので、荷物の積み下ろしが終わり次第、速やかに移動して下さい。
- ・会場内における事故など主催者は一切責任を負いません。
- ・その他主催者の指示がある場合はそれに従うこと。

■ 出展運営注意事項 2

ブース管理

1.主催者にて夜間警備員を配置するが、貴重品、出展品等の管理は各自ですること。

2.主催者は盗難、破損等の一切責任を負いません。

3.呼び込み等のためのハンドマイク等の使用は禁止する。

4.会場内の構築物、器物、樹木、備品等には十分注意し、損傷を与えないこと。

5.ブース内での事故、損害に対して主催者は一切の責任を負わないので各自管理には十分配慮すること。

特に、火気、電気、ガスの取扱には十分注意し、各自責任を持って管理すること。

6.調理品や、加工食品の食中毒等に関する責任は主催者は一切負いません。衛生面、品質面はもとより、持ち帰りの際の**保存方法、賞味期限**については、お客様へ必ず注意を行うこと。

7.ゴミ処理ゴミ収集場を設置するので、両日閉場後出展者等が必ず所定の場所におくこと。

8.ゴミは、**燃えるゴミ・燃えないゴミ（瓶、缶）に各自分別**すること。

9.生ゴミの水気は切ること。

10.液体の飲食物を販売した後、備え付けのシンク（排水設備）等を利用し、残りの飲食物を排水しないこと。必ず持ち帰り、処理すること。

11.ブース内の養生は各自で行うこと。芝等地面の損傷などが激しい場合には、出展後現状回復費用を別途請求する場合があります。予めご了承ください。

※上記出展注意事項を守らなかった場合は、出展停止の処分を行います。今後の出展をご遠慮頂きます。

※本出展要項の内容について、設営業者等との調整により変更になることがございます。

その際は、出展者説明会等でご報告いたしますので、ご注意ください。よろしくお願いいたします。